

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例議案

香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額)				(種別及び金額)			
第2条 略				第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
第1表 略				第1表 略			
第2表 手数料の部				第2表 手数料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1～570 略				1～570 略			
570の2 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第11項の接道に関する認定申請手数料	略			570の2 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項の接道に関する認定申請手数料	略		
570の3 建築基準法施行令第137条の12第12項の道路内の建築認定申請手数料	略			570の3 建築基準法施行令第137条の12第7項の道路内の建築認定申請手数料	略		
571～597 略				571～597 略			
598 政治資金規正法（昭和23年	略			598 政治資金規正法（昭和23年	略		

法律第194号)
第19条の16第1
項の少額領収書
等の写しに係る
写しの交付手
料及び同法第20
条の2第2項の
収支報告書等の
写しの交付手
料

599 政党助成法 (平成6年法律 第5号)第32条 第5項の都道府 県提出文書の写 しの交付手数料	用紙への複写 による場合	用紙1枚(両面 に複写する場 合は、片面を用紙 1枚とみなす。)	10円
	その他の方法 による場合	実費を基準として選挙管理委員 会が定める額	

備考
略

法律第194号)
第19条の16第1
項の少額領収書
等の写しに係る
写しの交付手
料及び同法第20
条の2第2項の
収支報告書等の
写しの交付手
料

備考
略

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、別表第1 第2表 手数料の部570の2の項及び570の3の項の改正規定は、公布の日から施行する。

第4号

香川県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例議案

香川県公益認定等審議会条例（平成20年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（委員） 第3条 委員は、人格が高潔であつて、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人若しくは公益信託（<u>公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第2条第1項第1号に規定する公益信託をいう。</u>）に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。	（委員） 第3条 委員は、人格が高潔であつて、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第5号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例議案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例（平成27年香川県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
（個人番号の利用等） 第4条 略			（個人番号の利用等） 第4条 略 2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で当該執行機関が保有する同表の右欄に掲げる特定個人情報を利用することができる。ただし、法の規定により、当該執行機関が、情報提供ネットワークシステムを使用して当該執行機関以外の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
1～3 略			1～3 略		
4 知事	特定個人番号利用事務	利用特定個人情報（法第19条第8号の規定により生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報の提供を受ける事務（ <u>同号の規定により、外国人に対する同法の規定に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下この項において「外国人生活保護関係情報」という。）</u>	4 知事	特定個人番号利用事務	利用特定個人情報（法第19条第8号の規定により生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報の提供を受ける事務にあっては、 <u>外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報</u> であって規則で定めるものを含む。）

		の提供を受けるものを除く。) にあつては、 <u>外国人生活保護関係情報</u> であつて規則で定めるものを含む。)
5・6 略		

5・6 略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第6号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年香川県条例第27号）第2条の規定により、次の工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 件名 | 旧香川県立体育館解体工事 |
| 2 | 工事場所 | 高松市福岡町 |
| 3 | 契約の方法 | 総合評価一般競争入札 |
| 4 | 請負金額 | 847,000,000円 |
| 5 | 工事請負人 | 高松市天神前9番5号
株式会社合田工務店
代表取締役 森田 紘一 |

香川県県民ホールの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び香川県県民ホール条例（昭和63年香川県条例第1号）第5条第2項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者を指定する。

記

公 の 施 設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	名 称	主たる事務所の所在地	
香川県県民ホール	穴吹エンタープライズ株式会社	高松市古新町9番地1	令和8年4月1日から 令和15年3月31日まで

第8号

香川国際交流会館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び香川国際交流会館条例（平成7年香川県条例第3号）第4条第2項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者を指定する。

記

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	主たる事務所の所在地	
香川国際交流会館	公益財団法人香川県国際交流協会	高松市番町一丁目11番63号	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

香川県公渕森林公園の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び香川県森林公園条例（昭和53年香川県条例第2号）第3条第2項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者を指定する。

記

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	主たる事務所の所在地	
香川県公渕森林公園	公益財団法人かがわ水と緑の財団	高松市東植田町字寺峰1210番地3	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

第10号

ドングリランドの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び香川県森林公園条例（昭和53年香川県条例第2号）第3条第2項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者を指定する。

記

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	主たる事務所の所在地	
ドングリランド	特定非営利活動法人どんぐりネットワーク	高松市元山町861番地12	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

香川県満濃池森林公園の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び香川県森林公園条例（昭和53年香川県条例第2号）第3条第2項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者を指定する。

記

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	主たる事務所の所在地	
香川県満濃池森林公園	香川県造園事業協同組合	高松市鬼無町鬼無741番地1	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

第12号

県民いこいの森野営場の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び香川県野営場条例（昭和42年香川県条例第2号）第5条第2項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者を指定する。

記

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	主たる事務所の所在地	
県民いこいの森野営場	特定非営利活動法人しおのえ	高松市塩江町上西乙1118番地8	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

大川山野営場の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び香川県野営場条例（昭和42年香川県条例第2号）第5条第2項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者を指定する。

記

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	主たる事務所の所在地	
大川山野営場	一般財団法人ことなみ振興公社	仲多度郡まんのう町川東2355番地1	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

第14号

香川県社会福祉総合センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び香川県社会福祉総合センター条例（平成9年香川県条例第2号）第4条第2項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者を指定する。

記

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	主たる事務所の所在地	
香川県社会福祉総合センター	公益財団法人かがわ健康福祉機構	高松市番町一丁目10番35号	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

香川県視覚障害者福祉センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び香川県身体障害者社会参加支援施設条例（平成18年香川県条例第6号）第3条第2項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者を指定する。

記

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	主たる事務所の所在地	
香川県視覚障害者福祉センター	公益財団法人香川県視覚障害者福祉協会	高松市番町一丁目10番35号	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

第16号

香川県聴覚障害者福祉センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び香川県身体障害者社会参加支援施設条例（平成18年香川県条例第6号）第3条第2項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者を指定する。

記

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	主たる事務所の所在地	
香川県聴覚障害者福祉センター	公益社団法人香川県聴覚障害者協会	高松市太田上町405番地1	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

香川県青年センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び香川県青年センター条例（昭和44年香川県条例第25号）第5条第2項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者を指定する。

記

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	主たる事務所の所在地	
香川県青年センター	一般社団法人香川県青年団体育成支援協議会	高松市国分寺町国分1009番地	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

第18号

さぬきこどもの国の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及びさぬきこどもの国条例（平成7年香川県条例第1号）第4条第2項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者を指定する。

記

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	主たる事務所の所在地	
さぬきこどもの国	公益財団法人香川県児童・青少年健全育成事業団	高松市番町四丁目1番10号	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

香川県新規産業創出支援センター及び香川県科学技術研究センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、香川県新規産業創出支援センター条例（平成11年香川県条例第5号）第4条第2項及び香川県科学技術研究センター条例（平成12年香川県条例第21号）第4条第2項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者を指定する。

記

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	主たる事務所の所在地	
香川県新規産業創出支援センター及び香川県科学技術研究センター	公益財団法人かがわ産業支援財団	高松市林町2217番地15	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

第20号

香川県サンポート高松交流拠点施設等の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、香川県サンポート高松交流拠点施設条例（平成15年香川県条例第2号）第4条第2項及び香川県港湾管理条例（昭和31年香川県条例第9号）第21条第2項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者を指定する。

記

公の施設の名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	名 称	主たる事務所の所在地	
国際会議場、展示場、観光情報センター、駐車場、多目的広場 産業振興センター 玉藻地区ハーバープロムナード第1駐車場、港湾緑地第2駐車場、港湾緑地第3駐車場、キャッスルプロムナード駐車場	シンボルタワー開発株式会社	高松市サンポート2番1号	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

香川県オリーブ公園の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び香川県オリーブ公園条例（昭和63年香川県条例第2号）第2条第2項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者を指定する。

記

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	主たる事務所の所在地	
香川県オリーブ公園	一般財団法人小豆島オリーブ公園	小豆郡小豆島町西村甲1941番地1	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

第22号

香川用水記念公園の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び香川用水記念公園条例（平成9年香川県条例第3号）第2条第2項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者を指定する。

記

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	主たる事務所の所在地	
香川用水記念公園	公益財団法人かがわ水と緑の財団	高松市東植田町字寺峰1210番地3	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

香西西地区港湾緑地の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び香川県港湾管理条例（昭和31年香川県条例第9号）第21条第2項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者を指定する。

記

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	主たる事務所の所在地	
香西西地区港湾緑地	香川県造園事業協同組合	高松市鬼無町鬼無741番地1	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

第24号

香東川公園の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び香川県都市公園条例（昭和39年香川県条例第20号）第14条の2第2項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者を指定する。

記

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	主たる事務所の所在地	
香東川公園	香川県造園事業協同組合	高松市鬼無町鬼無741番地1	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

香川県営住宅等（直島団地を除く）の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び香川県営住宅条例（昭和39年香川県条例第24号）第32条第2項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者を指定する。

記

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	主たる事務所の所在地	
香川県営住宅等（直島団地を除く）	あなぶき公営住宅コンソーシアム 代表 株式会社穴吹ハウジングサービス 穴吹エンタープライズ株式会社	高松市紺屋町3番地6	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

第26号

香川県営住宅等（直島団地）の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び香川県営住宅条例（昭和39年香川県条例第24号）第32条第2項の規定により、公の施設について次のとおり指定管理者を指定する。

記

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	主たる事務所の所在地	
香川県営住宅等（直島団地）	直島町	香川郡直島町1122番地1	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第4条の規定に基づき、令和8年度において、次のとおり当せん金付証票を発売する。

記

1	発 売 限 度 額	金 8,300,000,000円
---	-----------	------------------